

情報セキュリティに関する方針

弁護士法人礎総合法律事務所について、第一にお客様はもとより、当事務所のサービスに関わる全ての人々の満足を得る事を目標とし、信頼・安心される事務所を目指します。

行動指針

1. 情報資産の機密性、完全性、可用性を確実に保護するために組織的、技術的に適切な対策を講じ、変化する情報技術や新たな脅威に対応する。
2. 全社員に情報セキュリティ教育の実施と方針の周知徹底をはかり、意識の高揚・維持に務める。
3. マネジメントシステム及び、情報セキュリティに関する目的を設定し、定期的にレビューし、継続的に改善を実施し、維持する。
4. マネジメントシステムを実行・維持・改善して行くために管理責任者に責任と権限を委譲する。

2016年5月1日

弁護士法人礎総合法律事務所

弁護士 鈴木 猛